明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○保険業法第二百九条の規定による届出に関する件（金融庁二四）　一
○特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく登録送信適正化機関の代表者の変更に関する件（消費者庁・総務一）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務三〇七）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同三〇八～三一〇）　二
○外交旅券所持者に対する外交査証の相互免除措置に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務二〇五）　二
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一三〇七）　三
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（同一三〇八）　五
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一三〇九）　五
○建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件（国土交通八一四）　六
○登録水先人養成施設の登録を変更した件（同八一五）　六
○登録水先免許更新講習の登録を変更した件（同八一六）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一三六～一四〇）　七
○道路に関する件（関東地方整備局二二六、二二七）　七
○道路に関する件（北陸地方整備局六〇）　八
○浄化槽の型式を認定した件（中部地方整備局八五、八六）　八
○吉野川水系吉野川、旧吉野川及び今切川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（四国地方整備局八四）　八
○道路に関する件（北海道開発局一七一～一七三）　八
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（兵庫県公安委一七五）　八
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
外務省　財務省　国税庁　九
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔褒賞〕　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔公告〕
諸事項　二
官庁
第三者所有物の没収、財団、特定保険募集人の所在の確知等、建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他　三〇

告示

○金融庁告示第二十四号

ユーラーヘルメス・エスエーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に掲げる日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年六月十三日

金融庁長官　森　信親

日本における代表者の氏名及び住所	ブルーノ　タヴェルニエ 東京都港区東新橋一丁目十番一号　東京ツインパークス九百二号室

○消費者庁・総務省告示第一号

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第十九条の規定により登録送信適正化機関として登録した一般財団法人日本データ通信協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第二十七条の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十八年六月十三日

消費者庁長官　板東久美子
総務大臣　山本　早苗

一　変更後の代表者の氏名	酒井　善則
二　変更年月日	平成二十八年六月十日

○法務省告示第三百七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表クレードル食品株式会社の項中「缶詰巻締」の下に「、惣菜製造業」を加える。